

令和2年第5回砂川市議会臨時会

令和2年11月26日（木曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 5号 財産の取得について
議案第 6号 財産の取得について
議案第 7号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
増井 浩一議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 11月26日
至 11月26日 1日間
- 日程第 3 議案第 5号 財産の取得について
議案第 6号 財産の取得について
議案第 7号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	多比良和伸君
	佐々木政幸君		高田浩子君
	飯澤明彦君		増井浩一君
	北谷文夫君		沢田広志君
	辻 勲君		小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長	熊崎一弘
兼会計管理者	
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田 基
病院事務局審議監	渋谷和彦

総務課長 東正人
政策調整課長 井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長 河原希之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 山形譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士勇治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 和泉肇

事務局次長 川端幸人

事務局主幹 山崎敏彦

事務局係長 斉藤亜希子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和2年第5回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び増井浩一議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、11月26日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間で決定いたしました。

◎日程第3 議案第5号 財産の取得について

議案第6号 財産の取得について

議案第7号 財産の取得について

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第5号 財産の取得について、議案第6号 財産の取得について、議案第7号 財産の取得についての3件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第5号から議案第7号の財産の取得について一括でご説明申し上げます。

提案の理由は、砂川市庁舎建設に伴う新庁舎什器備品一式(その1)、新庁舎什器備品一式(その2)、新庁舎什器備品一式(その3)の3件の什器備品の取得について、それぞれの落札業者と令和2年11月18日に物品購入の仮契約を締結したところでございますが、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に

規定する予定価格 2, 000 万円以上の財産の取得に該当することから議会の議決を求めるものであります。

議案第 5 号につきましては、1、財産の種類が新庁舎什器備品一式（その 1）。

設置場所は、砂川市新庁舎。

3、契約価格は 7, 300 万 7, 000 円でございます。

4、契約の相手方は、砂川市東 1 条北 1 丁目 1 番 7 号、有限会社丸上ヤマダ取締役、山田聖子氏であります。

続きまして、議案第 6 号につきましては、1、財産の種類が新庁舎什器備品一式（その 2）。

2、設置場所は、砂川市新庁舎。

3、契約価格は、6, 486 万 7, 000 円。

4、契約の相手方は、砂川市西 1 条南 9 丁目 1 番 5 号、宮本家具店代表、宮本克信氏であります。

続きまして、議案第 7 号につきましては、財産の種類が新庁舎什器備品一式（その 3）。

2、設置場所は、砂川市新庁舎。

3、契約価格は、4, 801 万 5, 000 円。

4、契約の相手方は、砂川市東 2 条南 1 丁目 1 番 18 号、株式会社岩崎商店代表取締役、岩崎良一氏であります。

なお、議案第 5 号から議案第 7 号の参考資料といたしまして、新庁舎什器備品一式の概要をそれぞれ添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第 5 号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第 5 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 6 号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第3号、議案第1号、議案第2号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説

明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項中、100分の130を12月支給分について100分の5引き下げ、6月に支給する場合には100分の130を、12月に支給する場合には100分の125に改めるもので、令和2年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項の6月に支給する場合には100分の130を、12月に支給する場合には100分の125を、6月支給分については100分の2.5を引き下げ、12月支給分については100分の2.5を引き上げ100分の127.5に改めるもので、令和3年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、この条例中、第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第1号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について在職期間が6か月の100分の225を100分の5引き下げ100分の220に、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の113を100分の3引き下げ100分の110に、在職期間が3か月未満の100分の58を100分の1引き下げ100分の57に改めるもので、令和2年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

であります。第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当について在職期間が6か月の100分の225を100分の5引き下げ100分の220に、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の113を100分の3引き下げ100分の110に、在職期間が3か月未満の100分の58を100分の1引き下げ100分の57に改めるもので、12月に支給する期末手当の額について在職期間が6か月の100分の220を100分の5引き上げ100分の225に、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の110を100分の3引き上げ100分の113に、在職期間が3か月未満の100分の57を100分の1引き上げ100分の58に改めるもので、令和3年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条は、期末手当の定めであり、第2項中、100分の225を12月支給分について100分の5引き下げ、6月に支給する場合には100分の225を、12月に支給する場合には100分の220に改めるもので、令和2年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条は、期末手当の定めであり、第2項中、6月に支給する期末手当の支給額について100分の225を100分の5引き下げ100分の220に、12月に支給する期末手当の支給額について100分の220を100分の5引き上げ100分の225に改めるもので、令和3年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、この条例中、第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条は、期末手当の定めであり、第2項中、100分の225を12月支給分について100分の5引き下げ、6月に支給する場合においては100分の225を、12月に支給する場合においては100分の220に改めるもので、令和2年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条は、期末手当の定めであり、第2項中、6月に支給する期末手当の支給額について100分の225を100分の5引き下げ100分の220に、12月に支給する期末手当の支給額について100分の220を100分の5引き上げ100分の225に改めるもので、令和3年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、この条例中、第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、質疑に入らせていただきます。

全国的に新型コロナウイルス感染症が新規感染者が大幅に増加し、特に北海道では過去最多を更新し、少し収まりつつはあるものの、札幌では警戒ステージ4、旭川では増加し、医療も逼迫しています。ここ砂川におきましても医療従事者等で確認されたところであり、コロナ危機に苦しむ市民の皆様の苦難軽減に全力で取り組まなくてはなりません。

それでは、議案第1号から4号について伺います。今回の改正は、国家公務員の給与改定に準じ人事勧告どおり期末手当を0.05月分引下げを行うということだと思いますが、これらの条例改正による市の関係、そして市立病院の関係それぞれの予算に与える影響額について伺います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号から4号までにおける予算における影響額というご質問でございます。まず、私からは一般会計、国保、下水道の会計に関わる部

分ということでご説明をさせていただきます。

まず、議案第1号に関わる部分でございます。市議会議員の部分でございますけれども、額で22万5,515円が今年度の影響額でございます。次に、特別職の部分でございます。市長、副市長、教育長、3名合わせまして影響額、共済費の事業主負担も含めてですけれども、12万4,537円でございます。次に、議案3号に関わる一般職、正職員の部分でございますけれども、共済費の事業主負担を含めまして一般会計、国保会計、下水道会計、3会計合わせまして394万9,000円でございます。

なお、一般職の期末手当を引用しております会計年度任用職員にも影響がございまして、会計年度任用職員約170名ほど在籍しておりますけれども、月額の方、時間制の方含めまして社会保険料の事業主負担を含め129万7,000円の影響となっております。

以上でございます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) それでは、私から病院側の人事院勧告の影響額ということでご答弁をさせていただきます。

12月期末手当の影響額ということになりますが、法定福利費を含めて病院事業管理者、一般職含めまして1,507万4,000円、それと会計年度任用職員の分が175万8,000円、それら合わせまして1,683万2,000円ということでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 この一時金の引下げは民間の格差を理由にしていると思うのですが、高校卒の初任給は民間水準を下回って、労働界から初任給の引上げが求められているようです。コロナ禍の中、職員の方々、特に医療従事者の方々は、日々大変な中で最善を尽くしていただいております。この方々は、エッセンシャルワーカーに当たりまして、必要不可欠な職業になっています。その中には医療従事者、そして福祉、保育士、介護職関係、ごみ関係、役所職員の方々も対象になっております。そういったエッセンシャルワーカーの方々が対象になっているということです。今回の改正は、民間企業の一時金水準を踏まえて10年ぶりの引下げになっているようです。コロナ禍にあり、そして今年度ほど大変な年はなかったはずですが、そして、今後も継続されることが予想されます。そんな中で従事する方々の身体的、精神的負担を軽減するためにも個人に過重な負担がかからないよう配慮していただくなど要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで令和2年第5回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月26日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員